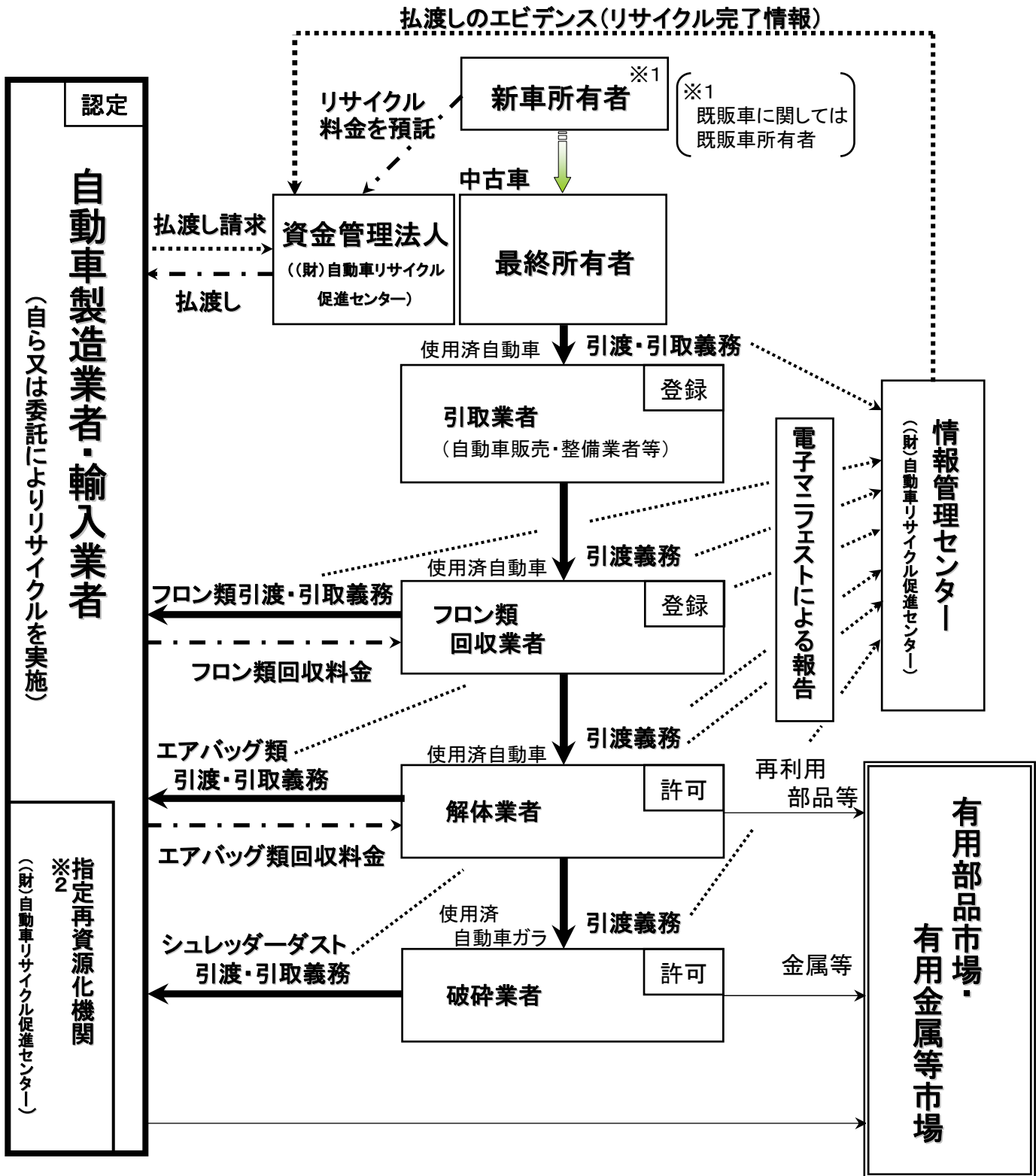


## 自動車リサイクル法の施行状況

1. 自動車メーカー等による再資源化等の実施状況
2. 自動車リサイクル法の事業者登録・許可の状況
3. リサイクル料金の預託状況
4. リサイクル料金の管理・払い渡しの状況
5. 自動車リサイクルシステムの稼働状況
6. 離島対策・不法投棄対策
7. 不法投棄・不適正保管の状況
8. 自動車ユーザーへの理解促進活動

# 使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図



情報の流れ

使用済自動車等の流れ

金の流れ

※2 リサイクル義務者が不存在の場合等につき指定再資源化機関が対応。その他離島対策、不法投棄対策への出えん業務も実施。

# 1. 自動車メーカー等による再資源化等の実施状況 ①

▶自動車メーカー等は、シュレッダーダスト(ASR)、エアバッグ類、フロン類を引き取り、これを確実にリサイクル(フロン類については破壊)する体制を整備し、その義務を履行中。

## 【シュレッダーダスト】

規模の利益によるコスト削減、破砕業者の業務円滑化を背景に、以下の2チームに分かれてリサイクルを実施中(参考1)。

ART: いすゞ自動車(株)、スズキ(株)、ダイムラー・クライスラー日本(株)、日産自動車(株)、日産ディーゼル工業(株)、ピー・イー・ジーインポート(株)、フォード・ジャパン・リミテッド、富士重工業(株)、マツダ(株)、三菱自動車工業(株)、三菱ふそうトラック・バス(株)、(財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部

THチーム: ダイハツ工業(株)、トヨタ自動車(株)、日野自動車(株)、本田技研工業(株)、アウディジャパン(株)、ビー・エム・ダブリュー(株)、プジョー・ジャポン(株)、フォルクスワーゲングループジャパン(株)

## 【フロン類、エアバッグ類】

関連事業者の利便を考慮し「有限責任中間法人自動車再資源化協力機構」を設立し、同機構が自動車メーカー等から委託を受け、一元的にフロン類、エアバッグ類を引き取り、リサイクル及び破壊を実施(参考2、3)。

## 【自動車メーカー等による再資源化等の体制】 ※平成19年6月末現在

	事業所数	事業者数	全部再資源化	合計
<b>【フロン類】</b>			(ART)	(210)
I. 破壊施設	8	8	解体業者	166
II. 運搬業者	4	4	破砕業者	117
III. 指定引取場所	11	11	全部利用者(電炉等)	26
			その他(商社等)	28
<b>【エアバッグ類】</b>			(TH)	(239)
I. 再資源化施設	5	3	解体業者	189
II. 運搬業者	15	15	破砕業者	145
III. 指定引取場所	26	7	全部利用者(電炉等)	23
IV. 車上作動実施者	2,465	2,321	その他(商社等)	17
<b>【シュレッダーダスト】</b>				
(ART)				
I. 再資源化施設	40	34		
うちリサイクル施設	26	28		
II. 減量・減容固化施設	10	10		
(TH)				
I. 再資源化施設	55	46		
うちリサイクル施設	29	28		
II. 減量・減容固化施設	12	12		

## 1. 自動車メーカー等による再資源化等の実施状況 ②

▶自動車メーカー等は、シュレッダーダスト・エアバッグ類のリサイクルの実施状況について、年度毎に公表する義務がある。

▶平成18年度は、各社とも基準(ASR:30%、エアバッグ類:85%)を上回るシュレッダーダスト及びエアバッグ類のリサイクル率を達成した(参考4、5)。

### 【3品目の引取・再資源化状況(平成18年度実績)】

		重量	個数	台数
シュレッダーダスト(ASR)	引取ASR重量(t)	526,025	-	2,987,250
	リサイクル施設に投入された重量(t)	394,353		-
	リサイクル施設から排出された残さ重量(t)	47,963		
	再資源化重量(t)	346,390		
	認定全部利用投入のASR相当重量(t)	71,950		414,697
	認定全部利用施設投入ASR相当重量(t)	71,950		-
	全部利用者から排出された残さ重量(t)	3,652		
	再資源化重量(t)	68,298		
エアバッグ類	取外し回収個数・台数	-	275,406	170,282
	再資源化施設引取重量(kg)	182,335	-	-
	再資源化重量(kg)	165,470		
	車上作動処理個数・台数	-	1,271,189	550,377
フロン類	CFC引取重量(kg)	252,039	-	901,168
	HFC引取重量(kg)	519,553		1,568,626

※各社及び指定再資源化機関公表数値を集計

### 【自動車メーカー等のリサイクル率】

### 【自動車メーカー等のリサイクルに関する収支】

	リサイクル率(%)	
	シュレッダーダスト	エアバッグ類
目標	70(平成27年～) 50(平成22年～) 30(平成17年～)	85
H18年度	63.7～75	93.5～95.1
H17年度	48.0～70.0	93.0～94.7

※指定再資源化機関に委託して再資源化等を行う事業者を除く。各社、公表ベースであるため、有効数字の桁数が異なる。

	収支の状況(百万円)		
	払渡しを受けた預託金	再資源化等に要した費用	収支
H18年度	32～8,092	43～8,434	△342～119
H17年度	20～6,746	41～7,115	△369～3

※自動車メーカー、輸入事業者は、再資源化等に直接要した費用の他、資金管理や移動報告に要する情報システム(自動車リサイクルシステム)のプログラム初期構築費用及び一定のシステムランニングコストを負担。

## 2. 自動車リサイクル法の事業者登録・許可の状況

- 自動車リサイクル法に基づき、引取業者・フロン類回収業者は自治体の登録を、解体業者・破砕業者については自治体の許可を受ける必要あり。
- 平成18年度末現在、約12万事業者が登録・許可を受けて業務を実施。(参考6)

### 【登録・許可の状況】

	事業者数		
	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
引取業者	85,144	88,122	88,870
フロン類回収業者	22,661	23,387	23,347
解体業者	5,490	6,251	6,493
破砕業者 (プレス、せん断のみ) (シュレッダー)	1,166 (1,043) (123)	1,224 (1,101) (123)	1,273 (1,144) (129)
計	114,461	118,984	119,983

※同一事業者が自治体をまたがって事業所登録・許可されている場合はそれぞれの自治体にてダブルカウントされている。

### 【平成18年度末情報管理センターへの事業者・事業所登録の状況】

	平成18年度末		(参考)18年度 引取実績のあった 事業所
	事業者	事業所	
引取業者	67,387	87,615	34,919
フロン類回収業者	16,231	23,716	6,537
解体業者	6,007	6,398	4,665
破砕業者	1,107	1,368	1,068
計	90,732	119,097	47,189

▶各地方自治体においては、定期的な立入検査の実施などにより、違法行為や不適正行為等に対し、数多くの指導・勧告を行い許可の取消に至った案件が法施行後累計で59件、告発にまで至った案件が法施行後累計で5件となった。(参考7)  
 ▶国としても、法律上の考え方の整理等を通じて、地方自治体の動きをサポートしてきたところであり、引き続き、国・地方自治体で連携を深めつつ、活動を展開。

【行政処分等の状況(参考7)】

(件数)

	H17.1～ H17.3	H17.4～ H18.3	H18.4～ H19.3	合計
指導・助言(19条)	271	2,621	1,745	4,637
勧告・命令(20条)	0	13	14	27
停止(51条(引取))	0	0	1	1
取消(51条(引取))	0	6	24	30
停止(58条(フロン回収))	0	0	1	1
取消(58条(フロン回収))	0	6	14	20
停止(66条(解体))	0	0	1	1
取消(66条(解体))	0	3	4	7
停止(72条(破碎))	0	0	1	1
取消(72条(破碎))	0	2	0	2
勧告・命令(90条)	0	18	28	46
報告徴収(130条)	1	165	47	213
告発	1	3	1	5

【自動車リサイクル法違反により告発に至った事案】

自治体	処分等の日	処分等の内容	理由
沖縄県	H17/1/17 H17/7/14	告発 刑事処分	無許可破碎による自動車リサイクル法違反
北海道	H17/8/30 H18/1/12	告発 刑事処分	無許可解体による自動車リサイクル法違反
浜松市	H17/10/26 H18/4/12	告発 刑事処分	無許可解体による自動車リサイクル法違反
宮城県	H18/3/2 H18/9/13	告発 刑事処分	無登録引取、無許可解体による自動車リサイクル法違反
千葉県	H18/11/10 H18/12/10	告発 刑事処分	無許可解体、無許可破碎による自動車リサイクル法違反

※その他逮捕された事案が3件都道府県から報告されている。

### 3. リサイクル料金の預託状況

▶リサイクル料金は、不法投棄の防止、預託手続きの簡便性の観点から、新車購入時に預託する仕組みになっている。なお、法施行時に既販車であったものについては、継続検査(車検)時あるいは使用済自動車として引き渡される時に預託することとなっている。

▶既販車のうち、法施行直前に登録された新車は初めての車検まで3年がかかるが、これらが車検を迎える本年中に、国内で使用される自動車のほとんどについて、リサイクル料金の預託が完了する見込み(参考8)。

#### 【預託の種類】

預託種別	対象の自動車	預託のタイミング	預託の方法
新車登録時	施行後販売される自動車	新車登録・検査時まで	新車ディーラーを通じて預託を実施
車検時	既販車のうち継続検査等を受ける自動車	法施行後最初の継続検査等の時まで	車検場近傍に設置する端末又は整備事業者を通じて預託を実施
引取時	既販車のうち継続検査等を受けずに使用済となるものや構内車等	使用済となって引取業者に引渡す時まで	引取業者を通じて預託を実施

#### 【平成18年度の預託別の実績】

預託種別	預託台数		預託金額(千円)	
	平成18年度	法施行後累計	平成18年度	法施行後累計
新車登録時	5,626,379	13,243,021	62,165,376	145,472,727
車検時	20,765,031	59,678,223	206,007,466	570,394,081
引取時	2,055,385	5,092,026	15,112,619	38,921,902
合計	28,446,795	78,013,270	283,285,461	754,788,710

(注1)法施行後累計:平成17年1月~平成18年3月の累計。以下本資料中同じ。

(注2)法対象外車両の存在や預託のタイミングのズレがあるため、販売台数等とは厳密に一致しない。

#### 【平成18年度末の預託台数及び預託金額残高】

リサイクル料金の法施行後累計から払渡、輸出返還、特定再資源化預託金等出えんを控除した台数及び金額の残高。

預託台数(台)*1)	預託金額(千円)
70,256,754	701,551,846

\*1)後付装備は除く

## 4. リサイクル料金の管理・払渡しの状況

- ▶ 預託されたリサイクル料金は、資金管理人である(財)自動車リサイクル促進センター(以下、JARC: Japan Automobile Recycling promotion Center)において管理することとなっている。
- ▶ 資金管理の方針は、有識者・消費者代表から構成される第三者委員会の資金管理業務諮問委員会の審議を経た上で決定。
- ▶ 運用方法は法律で限定されており、この方針に従って資産運用を実施。
- ▶ 透明性を確保するため、運用の状況は四半期ごとに公開。

### 【資金管理業務諮問委員会での審議内容】

○資金管理業務諮問委員会は、四半期毎に開催され、経済又は金融・会計に関しての有識者や一般消費者の代表が委員として任命されており、自動車リサイクル料金の運用状況、自動車メーカー等への自動車リサイクル料金の払い渡し、中古車輸出に伴う自動車リサイクル料金の返還、離島対策・不法投棄等対策支援費用に対する出えん等、自動車リサイクル料金の管理状況に対して審議を行っている。なお、これまで20回開催されており、当該審議内容はホームページ上で公表されているところ。

○現在までに、運用方針の策定や自動車リサイクル料金の管理状況に対する審議に加え、取引証券会社の選定における環境配慮の視点導入、一般消費者にとってわかりやすい情報開示の改善及び内部統制(ガバナンス)の維持・強化について提言がなされ、実行されているところ。

### 【運用の基本方針】

○運用収益の獲得に際しては、元本確保を前提とし、その上で一定程度市場の金利動向を踏まえたものとする。

○運用方法は、国債、地方債、政府保証債、財投機関債、社債、金融債(国債、政府保証債以外については、AAランク以上の格付けの債券のみ)とする。

○リスク管理に重点を置く観点から、ラダー型運用(短期から長期までの債券を均等に保有する方法)とし、各債券の構成比についても、市場における各債券種別の構成比率に準じたものとする。

○四半期に1回、資産運用の状況・成果を評価し、その結果を公表する。

○リスク管理のために管理責任者の設置等の内部体制を整備。



【平成18年度末時点のリサイクル料金の運用状況】

	実 績		目標比率 (%)
	運用残高(千円)	比率(%)	
国債	525,052,484	77.0	76.9
政府保証債	60,123,469	8.8	8.8
地方債	40,332,111	5.9	5.9
社債	38,028,571	5.6	5.6
財投機関債	12,787,473	1.9	1.9
金融債	5,711,368	0.8	0.8
合計	682,035,475	100.0	100.0

【平成18年度のリサイクル料金の払渡し状況】

自動車を使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関(JARC再資源化支援部)、及び情報管理センター(JARC情報管理部)に、該当の自動車に係るリサイクル料金の払渡しを行う。

品 目 別	件 数		払渡金額(千円)	
	平成18年度	法施行後累計	平成18年度	法施行後累計
A S R	3,370,638	6,047,609	19,950,706	35,619,996
エアバッグ類	697,764	1,140,487	1,310,673	2,128,631
フロン類	2,451,312	4,496,949	5,135,970	9,413,488
情報管理料金	3,559,509	6,571,280	654,967	1,046,497
合 計	10,079,223	18,256,325	27,052,316	48,208,612

(注)金額に利息を含む。

【平成18年度の輸出返還の状況】

自動車の所有者がリサイクル料金が預託済の自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を受け、リサイクル料金の返還を行う。

返還台数(台)		返還金額(千円)	
平成18年度	法施行後累計	平成18年度	法施行後累計
376,107	400,959	3,666,234	3,910,342

(注)金額に利息を含む。

【平成18年度の特定再資源化預託金等の発生状況】

(単位:千円)

	エアバッグ類		フロン類		ASR		合計金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
累計	70,026	139,195	142,184	299,999	145,564	864,058	1,303,252

【平成18年度の特定再資源化預託金等の出えん状況】

資金管理法人は管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等を資金管理法人の実施する資金管理業務、指定再資源化機関の実施する離島対策支援事業等及び情報管理センターの実施する情報管理業務に要する費用に出えんできるとなっている。

承認年月	出えん額(千円)	
平成18年5月	資金管理法人	0
	指定再資源化機関	414,377
	情報管理センター	350,000

## 5. 自動車リサイクルシステムの稼働状況

- ▶販売店、解体業者など約12万もの関連事業者が自ら扱った使用済自動車の引取・引渡についてインターネットを経由して自動車リサイクルシステムに報告(移動報告)することになっている(参考9)。
- ▶平成18年度において357万台の使用済自動車の引取報告がなされた。
- ▶情報システムの安定的な稼働、関連事業者等からの改善要望への対応のため、不断に情報システムの改善を実施中。
- ▶今後とも更なる効率化に努めるとともに、万全の運営を実施(参考10)。

### 【工程別電子マニフェストの実績状況】

工程種別	引取報告件数		引渡報告件数	
	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度
引取工程	3,573,215	3,048,539	3,584,585	3,057,222
フロン類回収工程	2,621,280	2,419,473	2,619,487	2,416,276
解体工程*1)	3,738,877 (154,925)	3,167,138 (116,306)	3,739,752 (155,298)	3,128,945 (116,779)
破碎工程*1)	5,848,370 (2,306,910)	4,823,812 (1,845,470)	5,850,033 (2,310,124)	4,777,585 (1,849,748)

\*1 ( )内は同一工程内の移動報告件数(内数)

### 【自動車メーカーの3品目の引取状況】

品目種別	引取報告件数	
	平成18年度	平成17年度
フロン類	2,470,347	2,107,814
エアバッグ類	724,072	461,994
ASR	2,989,046	2,410,896

### 【全部利用の状況】

全部利用実績	引渡報告件数	
	平成18年度	平成17年度
解体から全部利用へ		
・認定全部利用	0	0
・非認定全部利用(電炉)	830	2,616
・非認定全部利用(輸出)	40,937	27,270
破碎工程から全部利用へ		
・認定全部利用	414,689	307,157
・非認定全部利用(電炉)	34,460	48,785
・非認定全部利用(輸出)	60,329	128,250

### 【全部利用について】

解体自動車(廃車ガラ)は通常、破碎業者にて破碎処理され、電炉・転炉等において鉄鋼の原料とされる。しかし破碎を経ず、解体自動車をプレス処理し、そのまま鉄鋼の原料として電炉等に投入する場合や、スクラップ源として輸出する場合もあり、このように直接、電炉・転炉に投入することなどを全部利用という。

自動車リサイクル法では、主務大臣の認定を受け、自動車メーカー・輸入業者・破碎業者・電炉・転炉業者と共同で全部再資源化を行う場合には、ASRの再資源化率に算入することが認められている。

## 6. 離島対策・不法投棄対策

- ▶フロン類の再利用、事故によるエアバッグ類の展開、廃車ガラの輸出(「非認定全部利用」)等によって、使用されることがなくなったりリサイクル料金は、法第98条により「特定再資源化預託金等」として離島対策、不法投棄対策の支援事業に出えんできることになっている。
- ▶この制度を活用して、JARCでは、平成17年10月から使用済自動車の離島からの運搬費用、行政代執行を前提として不法投棄車両の処理費用に対して、最大で8割の支援を行っている。
- ▶出えん金をもって行う、離島対策等支援事業については、第三者委員会である離島対策等検討会において、同事業の業務内容及び効率性について審議を行っている。
- ▶離島支援事業については、平成18年度に約2万台の運搬を支援するとともに、問題を抱えるほぼ全ての離島所在市町村(119自治体)と支援体制の構築を完了。

### 【離島対策の概要】

	要請市町村数	保有台数 構成比 (%)	予定発生 台数 (台)	出えん 計画 (千円)	要請しない市町村 (12市町村)
17年度計画	70	92.8	57,249	274,833	・島内に車、道路がない 平生町・光市(山口県)、阿南市・牟岐町 (徳島県)、志摩市(福岡県)、上天草市 (熊本県)、串間市(宮崎県)、出水市 (鹿児島県) ・輸送費が安く、費用対効果が低い 福山市(広島県)、岩国市(山口県) ・19年度は発生せず 田布施町(山口県)、南郷町(宮崎県)
18年度計画	119	99.7	63,593	294,645	
19年度計画 (予定)	121	99.9	43,810	201,923	

### 【平成18年度離島対策の実績】

	要請	実績	実績			
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
市町村数	119	87	58	69	62	63
発生台数 (台)	63,593	21,419	7,286	5,651	4,887	3,595
平均申請台数 (台/月)	5,299	1,785	1,619	1,884	1,629	2,397
出えん額 (千円)	294,645	94,528	31,211	26,156	21,035	16,127
輸送単価 (千円/台)	5.8	5.5	5.4	5.8	5.4	5.6

- 離島対策支援事業の更なる定着化を図るため、JARCは離島地域を訪問し支援活動を実施。
- 今後も自動車リサイクルシステムを円滑させる観点から、本支援事業の活用促進のため、引き続き訪問活動、好事例の作成、ポスター等による周知活動などの取り組みを行う。
- 本支援事業及びJARCが実施した支援活動について訪問先自治体及び住民・関連事業者からは高い評価が得られた。

【平成18年度JARC離島支援活動実績】(参考11)

活動内容	実施内容
訪問活動 (訪問箇所、19都道府県72市町村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内に事業者が存在しない場合 島内区長や漁協組合長等に本支援事業の取りまとめ協力を要請。 →19市町村にて了承され、活動が開始された。 18年度においては12市町村から本支援事業の利用申請がなされた。</li> <li>・島内に事業者が存在する場合 島内の自動車関連業者の中心となる事業者の本支援事業の取りまとめ協力を要請。 →11市町村で全国平均以上の本支援事業の利用実績をあげた。</li> </ul>
好事例作成による市町村個別課題解消  JARC HP ( <a href="http://www.jarc.or.jp/recycle/recycle_06_03.html">http://www.jarc.or.jp/recycle/recycle_06_03.html</a> )	<p>これまでに12例の好事例を作成し、JARC HPIにて公開。 →47市町村が好事例を参考にし、対策を講じた。</p> <p>(主な好事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用低減活動・・・「広域連携による輸送ルートの集約及び輸送形態の減容化」(奄美大島)</li> <li>・広報活動・・・「効果的な周知活動の実施」(鹿児島県長島町)</li> <li>・利用推進活動・・・「島内の住民代表(漁協)が取りまとめを行う好事例」(佐賀県唐津市)</li> </ul>
ポスター活用による周知活動強化 (参考12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスターを作成(3500部)し市町村へ配布、フェリー乗場、空港等効果的な場所への掲示を推奨 →全ての対象自治体に配布済(3200部)。</li> </ul>

【JARC離島支援活動及び本支援事業の評価】

18年度にJARCが訪問した自治体(19都道府県・72市町村)及び本支援事業を活用した離島の住民及び自動車リサイクル関連事業者による評価。(H19.3現在)

	市町村	都道府県
非常に役にたった	25.0%	10.5%
役にたった	64.1%	68.4%
どちらとも言えない	9.4%	21.1%
どちらかと言うと役にたたなかった	0.0%	0.0%
役にたたなかった	1.6%	0.0%

	住民	事業者
高い評価	30.8%	27.8%
ある程度評価	40.2%	38.3%
どちらとも言えない	27.4%	31.3%
低い評価	0.0%	0.9%
評価できない	1.7%	1.7%

## 7. 不法投棄・不適正保管の状況

- ▶全国の都道府県等による調査によれば、不法投棄・不適正保管の車両は施行前の平成16年9月末の21.8万台から、平成19年3月末には3.5万台まで減少。また、離島における不法投棄等車両も平成16年9月末の16.7千台から、平成19年3月末には2.8千台まで減少。大規模案件(100台以上)も平成16年9月末の13.2万台から、平成19年3月末には1.1万台まで減少。(参考13)
- ▶この要因としては、①自動車リサイクル法施行に伴い使用済自動車はすべて廃棄物とみなされるようになったため、行政側の指導が容易になったこと、②スクラップ市況の好転等により撤去等の費用低減が可能な状態にあるためと考えられる。
- ▶不法投棄事案が発生した場合には、特定再資源化預託金等を活用して、これを速やかに処理する体制を構築済み。
- ▶特定再資源化預託金等を活用した事業は、好況を維持するスクラップ市況の影響により、これまでのところ行政指導による撤去が進展しているため、顕著なニーズは発生していない。しかし、使用済自動車の不法投棄案件が、地域の数多くある不法投棄等の中で優先度が高く、原因者の特定や原因者への命令等を行ったうえで代執行する必要があると地方公共団体が判断した場合には、支援事業が活用されるようになるものと考えられる。

【不法投棄・不適正保管車両の状況】

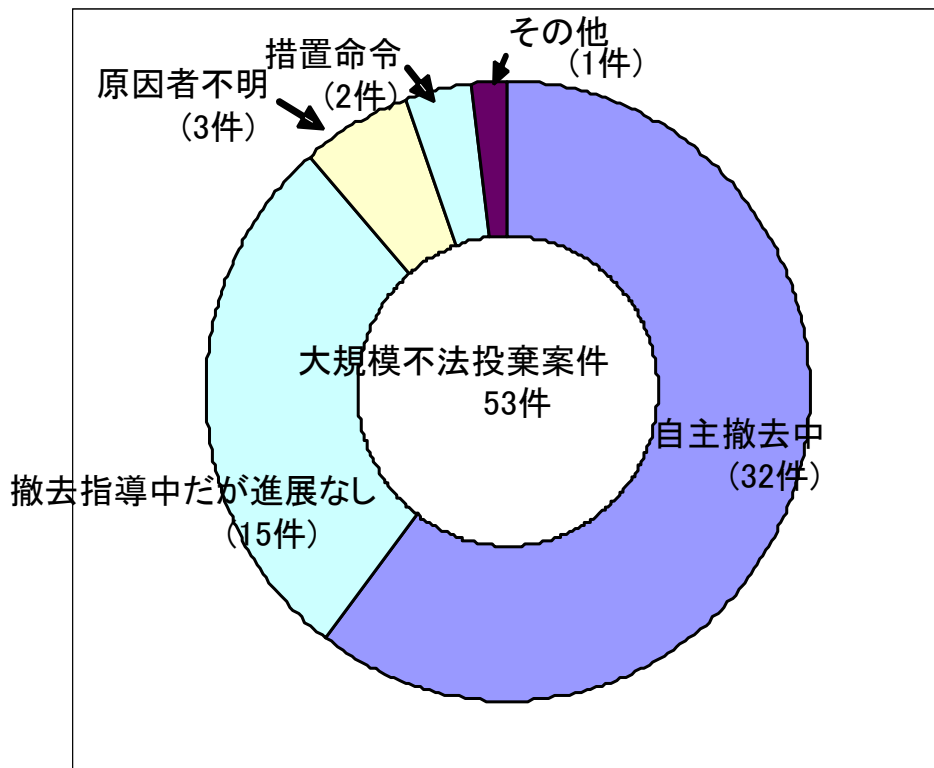
(台数)

	全 国			うち離島分								
			不適正保管	不法投棄				不適正保管	不法投棄			
H16.9 末	218,359		195,860	22,499		16,707		13,503	3,204			
	—		—	—		—		—	—			
H17.3 末	140,436 (-35.7%)		122,599 (-37.4%)	17,837 (-20.7%)		14,013 (-16.1%)		9,640 (-28.6%)	4,317 (+34.7%)			
H18.3 末	57,080 (-73.9%)		44,203 (-77.4%)	12,877 (-42.8%)		6,138 (-63.3%)		2,670 (-80.2%)	3,468 (+8.2%)			
H19.3 末	35,064 (-83.9%)		26,834 (-86.3%)	8,230 (-63.4%)		2,796 (-83.3%)		1,216 (-91.0%)	1,580 (-50.7%)			
	法施行前 に発生	法施行 後に発生	法施行前 に発生	法施行 後に発生	法施行 前に発生	法施行 後に発生	法施行 前に発生	法施行 後に発生	法施行 前に発生	法施行 後に発生		
	30,923	4,141	24,929	1,905	5,994	2,236	2,648	148	1,098	118	1,550	30

【大規模案件(100台以上)の推移】(参考13)

H16.9末		H17.3末		H18.3末		H19.3末
450件	⇒	258件	⇒	91件	⇒	53件
131,709台		72,516台		24,288台		11,313台

【大規模案件(100台以上)の今後の見通し】



(参考) 路上放棄車の処理支援について

路上放棄車を自治体が処理するに際し、自動車製造業・販売関係業界が設立した路上放棄車処理協会※に協力要請があった場合には、協力会から自治体に対して当該路上放棄車の処理に要する費用に見合う金額の寄付を行う体制が平成3年に整備されている。

※構成員 (社)日本自動車工業会、(社)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会、日本自動車輸入組合

(過去5年間の支援実績)

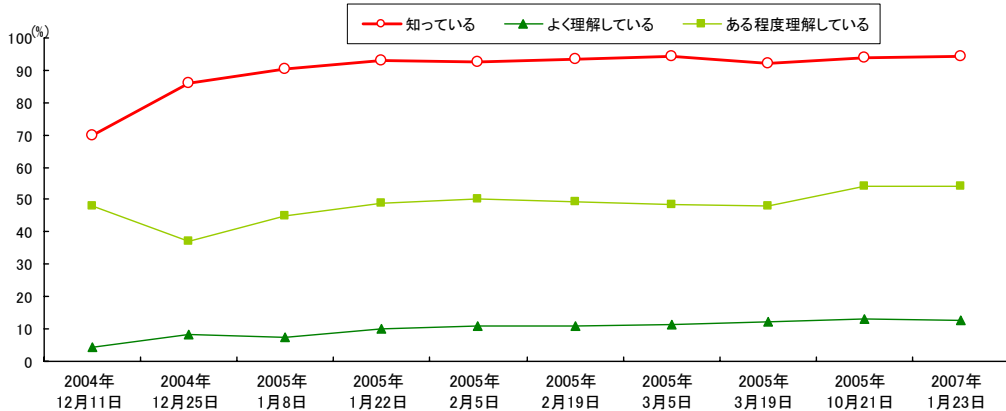
	協力台数(台)	寄付金総額(万円)
平成14年	16,901	21,098
平成15年	16,051	19,973
平成16年	14,549	16,789
平成17年	8,533	8,899
平成18年	8,078	7,578

## 8. 自動車ユーザーへの理解促進活動

▶これまで、テレビ・ラジオCM等のみならず、教習所や環境イベントなど広報手段・ツールを多様化させて、自動車ユーザーへの理解促進活動を集中的に実施した結果、自動車リサイクル法の認知度及び自動車リサイクル料金の預託に対する理解は一定程度得られてきた。

▶一方、自動車リサイクル料金の使途や取り回しについて、自動車ユーザーの理解が十分ではないため、今後は、自動車ユーザーの理解度が不十分な部分に十分に焦点を当てて多面的に理解促進活動を行っていく。

【自動車ユーザーの理解度】



【これまでの主な理解促進活動の内容】

媒体等	内容
教習所	全国約310箇所の教習所で映像を通じた普及活動 (H18.11~H19.3)
アウトドアメディア	大都市圏を中心とした各種電車の中吊り広告 (H18.12)、ラッピングバス (H18.12~H19.3)
イベント	東京モーターショー (H17.11)、エコプロダクツ展 (H18.1) 等の各種イベントや経済産業省内ロビー (H19.1) において、リサイクル部品等を展示
テレビCM	施行前後及びH17.9月上旬に集中的に実施
ラジオCM	長時間CMや時報を利用した定期的な放送 (H16.11~H17.3、H17.3~H18.3、H18.7~12)
新聞広告	H16.7 (7段)、H16.12 (15段)、H17.9 (5段)
雑誌広告	H16秋 (37回)、H17秋 (11回) と幅広いジャンルの雑誌へ広告を掲載
リーフレット	施行前のH16.7及びH16.10、施行後のH17.7にそれぞれ約1,000万枚、H18.7に約300万枚配布
ポスター	施行前のH16.10及び施行後のH17.3・H17.10に、自動車関係団体及び自治体等に対して各々約15万部配布
ポスティング新聞	H18.7 (9段) 主婦向け 900万部配布
ショッピングモール広告	全国95店舗 × 平均8カ所にH18夏の2週間大型ポスター展示

【昨年度の広報事業で活用した主な媒体】

### ① バスラッピング例 (都営バス)



### ② 鉄道の中吊り広告

「自動車リサイクル法」は、地球と私たちの未来に貢献します。  
「自動車リサイクル法」は、こんな成果を挙げています！ 法施行後、今まで捨てられていた自動車約200万台がリサイクルされており、不法投棄等も22万台 (2016.9.31) から6万台 (2018.3.31) と大幅に減っています。

地球に優しいリサイクル家電 経済産業省  
e-recycle → [http://www.meti.go.jp/policy/automobile\\_recycle/](http://www.meti.go.jp/policy/automobile_recycle/)